岐阜県立ひまわりの丘の指定管理者指定申請に係る審査結果について

令和4年10月14日 岐阜県健康福祉部障害福祉課

1 施設の概要

名 称	岐阜県立ひまわりの丘
所 在 地	岐阜県関市桐ヶ丘3丁目2番地
設置目的	児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第42条に規定する障
	害児入所施設の管理運営を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支
	援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)第5条第8項に規
	定する短期入所(児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に限る。)を行う
	ことを目的とする。
根拠条例	岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例

- 2 指定管理者の募集方法 特定者指名
- 3 指定管理者の募集期間 令和4年7月15日から令和4年8月16日まで

4 申請団体

	申	請	団	体	の	名	称	
社会福祉法人岐阜県福祉事業団								

5 審査基準

審査項目	配点				
施設管理の基本方針	5				
類似施設の管理実績	1 0				
利用者サービスの向上	2 5				
施設の維持管理	5				
収支計画	2 0				
組織・体制	1 0				
危機管理	1 0				
経営基盤	5				
地域連携	1 0				
計	1 0 0				

備考 審査において採点は行いませんが、参考として配点を設定しています。

6 審査結果

次のとおり指定管理者候補予定者を決定しました。

<指定管理者候補予定者>

申請団体の名称		主	な	選	定	理	由	
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	申請内容が	募集界	要項に	定める	基準	を満た	していると詞	忍め
	られるため) ₀						

7 指定管理者の指定

県と指定管理者候補予定者との間における細目協議が調った後、県議会の議決を経て、当該指定 管理者候補予定者を岐阜県立ひまわりの丘の指定管理者に指定する予定です。

<指定期間>

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで(3年間)